

三月二十六日 衆議院法務委員会における提案理由説明

「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案」

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

我が国においては、内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、司法に対する多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる広くかつ高い識見を備えた裁判官及び検察官が求められております。この法律案は、このような状況にかんがみ、判事補及び検事について、その経験多様化のための方策の一環として、一定期間その官を離れ、弁護士となってその職務を経験するために必要な措置を講ずることにより、判事補及び検事が弁護士としての職務を経験することを通じて、裁判官及び検察官としての能力及び資質

の一層の向上並びにその職務の一層の充実を図ることを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、最高裁判所又は法務大臣は、それぞれ判事補又は検事の同意を得て、当該判事補又は検事が弁護士となつてその職務を行うものとする事ができるとし、この場合においては、最高裁判所は当該判事補を裁判所事務官に、法務大臣は当該検事を法務省に属する官職にそれぞれ任命するものとしております。

第二に、弁護士の職務を行う期間は、原則として二年を超え

ることができないものとしております。

第三に、弁護士の職務を行う者は、受入先の弁護士法人又は弁護士との間で雇用契約を締結し、弁護士の業務に従事するものとしております。

第四に、弁護士の職務を行う者は、裁判所事務官等としての身分を保有するが、その職務に従事せず、その給与を支給しないものとしております。

第五に、弁護士の職務を行う者の服務、及び弁護士の職務を行う者に関する国家公務員共済組合法等の特例等について所要の規定を置いております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

(対副大臣)

司法制度改革推進本部作成

三月三十日(火)衆・法務委 森岡正宏議員(自民)

一問 本制度を設ける趣旨・目的、判事補や検事が弁護士の職務を経験する必要性・メリットについて、法務副大臣に問う。

(答)

一 我が国社会におきましては、司法に対する国民の要請が多様かつ広範なものとなっており、これにこたえるため、裁判官や検察官も広くかつ高い識見を備えていることが求められています。

二 判事補や検事は、弁護士の職務経験を通じて、紛争の背景にある社会の実情に直接するとともに、司法に対する国民のニーズを実感とともに理解することができ、このような体験を判事補や検事に復帰した後、の職務に生かすことが期待されます。

三 本制度は、このように、弁護士の職務経

験を通じて、裁判官や検察官の能力・資質
の一層の向上、その職務の一層の充実を
図ることを目的とするものであります。

答弁等責任者

参事官 植村 稔

連絡先 役所 五五〇一―二六九二

自宅

携帯

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

森 岡 正 宏 (自民)

2問 本法案では、判事補から裁判所事務官に、検事から法務事務官に任命され、その事務官の身分を保有して、弁護士の職務を行うものとしているが、その理由は何か。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 裁判官・検察官の職責と弁護士の職責とは、その性質上両立しがたい関係（注）にあり、判事補・検事が弁護士となるためには、裁判官・検察官の身分を離れる必要。
- 2 本制度は、弁護士の職務経験を裁判官・検察官の職務に生かすことを目的とするものであり、弁護士職務経験の後、裁判官・検察官に復帰することが前提。

したがって、弁護士の職務を行うに当たっても、公正性を保持、裁判や検察に対する国民の信頼を損なわないようにする必要がある、国家公務員としての一定の服務規律に服するものとするのが相当。

また、身分保障のある判事補・検事が自らの意思でその官を離れるためには、弁護士職務経験に伴い、大きな不利益を受けないようにする必要あり。国家公務員の身分を保有する場合には、その結果として、不利益を受けない。

- 3 そこで、判事補から裁判所事務官に、検事から法務事務官に任命され、その事務官の身分を保有して、弁護士の職務を行うものとした。

なお、民間での経験を公務に生かすための官民人事交流の制度でも、国家公務員の身分を保有。本法は、この制度を参考に立案したもの。

(注)

- 裁判官は、当事者双方に対する公正中立な判断者としての職責。
- 検察官は、公益の代表者として捜査・公判を通じて真実を発見、被疑者・被告人に対する適正な処分を行う職責。
- 弁護士は、依頼人や被疑者・被告人の権利・利益を擁護する職責。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)
衆・法務委員会

森岡正宏(自民)

3問 国家公務員の身分を有することによって、弁護士業務が制約されたり、支障が及ぶことはないのか。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 国家公務員の身分は保有するが、公務には従事せず、弁護士として取り扱うことのできる事件や業務の範囲に制約はない。
- 2 一般の弁護士と同様に、様々な事件、業務を行うことができ、国家公務員の身分を有することによる支障はない。

(注) 以上のとおり弁護士として受任できる事件や業務の範囲に制約はないが、経済的利得の追求防止の観点から、自己事件の受任は受入先弁護士法人等の個別の承認を要するものとしている(第4条第2項ただし書)。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

森 岡 正 宏 (自民)

4問 十分に実のある経験をするためには、2年では短いのではないかという意見もあるのではないかと思うが、期間を原則2年以内とした理由は何か。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 本制度の目的を達するために必要な経験期間の長さの点からは、近時、裁判手続も迅速化しており、原則2年間としても、多数の事件に関与し、十分に実のある経験を積むことが可能。
- 2 また、本制度が判事補・検事の経験多様化の一環として行われるものであること等も考慮して、原則2年以内とし、特に必要がある場合には開始の日から3年を超えない範囲内で延長できるものとした。

(注)

平成14年における地裁民事第一審通常訴訟事件(既済)の平均審理期間は、全体で8.3月、対席判決で終局した事件で12.9月である。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

森 岡 正 宏 (自民)

5 問 本制度の運用に当たっては、日本弁護士連合会が積極的に関与・協力することが不可欠であると考え、そのための措置は講じられているのか。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 御指摘のとおり、本制度を円滑かつ効果的に実施するためには、制度のいわば受け手側である日弁連に積極的に関与いただき、御協力いただくことが不可欠。
- 2 具体的には、最高裁と日弁連、法務省と日弁連との間で、本制度の運用面に関する事項を「運用要領」として定めていただくことを想定。

本制度の目的を十分に達成することができるような受入先弁護士事務所の確保についても、日弁連に御協力いただくことが必要と考えている。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

漆 原 良 夫 (公明)

1 問 本法律案の趣旨・目的を尋ねるとともに、21世紀の司法を支える検察官像、裁判官像をどのように認識しておられるのか。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要なものとなる中で、司法に対する多様かつ広範な国民の要請にこたえるため、広くかつ高い識見を備えた裁判官及び検察官が求められている。
- 2 本法は、判事補及び検事について、その経験多様化の一環として、一定期間その官(身分)を離れ、弁護士となってその職務を経験するために必要な措置を講ずることにより、判事補及び検事が弁護士の職務を経験することを通じて、21世紀の司法を支える裁判官及び検察官としての能力・資質の一層の向上、その職務の一層の充実を図ること

を目的とするもの。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

漆 原 良 夫 (公明)

2問 判事補は、現在でも民間企業、行政機関、在外公館、海外留学などで、外に出ているケースがある。これらの制度に加え、新たに、弁護士職務を経験させる理由は何か。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 弁護士職務経験は、判事補及び検事の経験多様化のための方策の一環として行うもの。
- 2 弁護士の職務を経験することは、
 - ① 依頼・相談を直接聴取し、国民のニーズや紛争の背景にある様々な社会事象等を理解
 - ② 専門的・先端的分野の知識・実務経験を修得
 - ③ 弁護士の視点から事件を見るとともに、弁護士の活動の実情を体験
 - ④ 裁判所や裁判官、検察庁や検察官の在り方を外部から見つめ直す機会となる。
- 3 弁護士の職務経験を通じて身につけた広く高い識

見等を、裁判官・検察官に復帰した後の職務に生かすことが可能。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

漆 原 良 夫 (公明)

3 問 弁護士職務従事期間は「2年」とされている。
2年とした根拠は何か。又「特に必要があると認められる時は」3年まで延長できるとされているが、どのような場合か。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 弁護士職務経験の期間については、まず、本制度の目的を達するために必要な経験期間の長さについて考慮する必要があるが、近時、裁判手続も迅速化しており、弁護士職務経験の期間を原則2年間としても、多数の事件に関与し、十分に実のある経験を積むことができると考えられる。
- 2 弁護士職務経験の期間の延長が行われる場合としては、例えば、弁護士として担当している事件（の訴訟等）が期間内に終結せず、これを引き続き担当することが、本制度の目的に照らして特に有益であると認められるような場合などが考えら

れる。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

漆 原 良 夫 (公明)

4問 「2年」の期間は、民事事件を1～2件をこなす程度の期間でしかない。思い切って5年位とすべきではなかったか。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 近時、裁判手続は迅速化しており、2年間でも、多くの事件について最初から最後まで担当することは可能であると考えられる。

また、事件の最初から最後まで担当しない場合でも、事件の各段階における手続等に関与することにより、本制度の目的に照らして十分な効果を上げることができるものとする。

- 2 本制度は、裁判官の能力・資質の一層の向上を図るため、判事補の経験多様化の一環として行われるものであり、判事補の期間が10年間であることに照らすと、弁護士職務経験の期間は、基本的に2年間が適当ではないかと考える。

(注) 平成14年における地裁民事第一審通常訴訟事件(既済)の平均審理期間は、全体で8.3月、対席判決で終局した事件で12.9月。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

漆 原 良 夫 (公明)

5 問 弁護士職務従事職員は、原則として単独で当事者から依頼を受けて事件の処理をすることができないとされているが、その理由は何か。推進本部事務局長に問う。

(答)

弁護士職務従事職員は、受入先の弁護士事務所との雇用契約に基づいて、原則として弁護士事務所として受任した事件を担当するものとしている。

このことにより、先輩弁護士の指導のもとで、より充実した弁護士職務経験をすることができるようになるものと考えている。

(注) 単独での自己事件の受任について受入先弁護士法人等の個別の承認を要するものとしているのは、経済的利益を優先して受任事件の比重が自己事件に傾くこと等がないようにする趣旨である。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

漆 原 良 夫 (公明)

6 問 例外的に単独で事件処理ができる場合には、ミス
を犯した場合の損害賠償責任も単独で負うこと
となると思われるが、この例外を設けた理由は何
か。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 事件の内容等によっては、単独で事務処理を行う
ことも弁護士職務経験の目的にかなう場合もあるこ
とから、受入先の弁護士事務所から個別に承認を受
けた事務については、雇用契約に基づいて、単独で
事務処理を行うことができるものとしている。
- 2 確かに、単独で事件を受任した場合には、すべての
責任を負うことになるものと考えられるが、その
場合には十分にその責任を自覚して事務処理にあた
るものと考えている。

(注)

事務所単位で又は個人(平成16年7月から

可能とのこと) で弁護士賠償保険に加入することにより、万が一の場合に備えることが考えられる。

なお、最高裁と日弁連との協議の中で、受入先の弁護士事務所で弁護士賠償保険に加入するということで検討が進められている。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

漆 原 良 夫 (公明)

7 問 7 条 2 項は、弁護士職務経験の終了事由として「最高裁判所規則で定める」、「弁護士職務経験を継続することができないか、又は適当でないと認めるとき」としている。どのような場合を想定しているのか、推進本部事務局長に問う。

(答)

期間満了以外の弁護士職務経験の終了事由としては、例えば、①弁護士職務従事職員が受入先事務所との間の雇用契約上の地位を失った場合（注）、②心身の故障の場合（国家公務員法第78条第2号参照）、③国家公務員法上の懲戒事由が生じた場合（同法第82条第1項参照）、④取決めに違反する事由が生じた場合などが考えられる。

（注）弁護士法上の除名、退会命令又は業務停止のような懲戒処分を受けて解雇された場合等

(参照条文)

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

一 勤務実績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合

四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(懲戒の場合)

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令並びに同条第四項及び第六項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

② (略)

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

漆 原 良 夫 (公明)

8 問 判事補に弁護士職務を経験させることは、国民にとっても、又将来裁判官となる判事補自身にとっても貴重な経験になると思う。他方、判事補に過重な負担を課すことになってはいけない。本法律案では、その点について、どのように配慮をされているのか。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 弁護士職務経験の期間中も、国家公務員の身分を保有することの結果として、退職手当や年金（共済長期）などについて基本的に不利益が生じないものとしている。
- 2 また、この制度は、裁判官の能力・資質の一層の向上を図るためのものであることから、弁護士の職務を経験する判事補が他の判事補と比較して処遇面で不利益を受けることがないよう、弁護士職務従事職員が判事補に再度任命された場合における処遇について、他の判事補との権衡上必要と認

められる範囲内において、適切な配慮が加えられなければならないことを規定している。

(参照条文)

(判事補等又は検事への復帰時における処遇)

第十二条 裁判所事務官である弁護士職務従事職員がその弁護士職務経験の終了後に判事補又は判事に任命された場合及び法務省職員である弁護士職務従事職員がその弁護士職務経験の終了後に検事に任命された場合における処遇については、他の判事補若しくは判事又は検事との権衡上必要と認められる範囲内において、適切な配慮が加えられなければならない。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

永 田 寿 康 (民主)

1 問 国家公務員の身分を維持したままで「出向」することは、弁護士事務所の独立性の観点から問題ではないか。推進本部事務局長に問う。

(答)

1 本制度は、弁護士の職務経験を裁判官・検察官の職務に生かすことを目的とするものであり、弁護士職務経験の後、裁判官・検察官に復帰することが前提。

したがって、弁護士の職務を行うに当たっても、公正性を保持、裁判や検察に対する国民の信頼を損なわないようにする必要があり、国家公務員としての一定の服務規律に服するものとするのが相当。

また、身分保障のある判事補・検事が自らの意思でその官を離れるためには、弁護士職務経験に伴い、大きな不利益を受けないようにする必要あり。国家公務員の身分を保有する場合には、不利益を受けな

い。

このような理由から、国家公務員の身分を保有することとしたもの。

なお、民間での経験を公務に生かすための官民人事交流の制度でも、国家公務員の身分を保有。本法は、この制度を参考に立案したもの。

- 2 弁護士の職務に従事する元判事補・元検事は、国家公務員の身分を保有するが、公務には一切従事せず。したがって、裁判所や法務省が、元判事補・元検事に対して、弁護士業務について職務上の命令をするということはありません。

事実上の問題としても、仮にそのようなことが行われれば、本制度が維持できるはずもなく、裁判所や法務省が、弁護士業務の処理方針等について、元判事補や元検事をコントロールするなどということはおよそあり得ないと考えている。

- 3 また、元判事補・元検事が担当するのは、原則として事務所事件であり、受入先の弁護士とともに受任し、その指導と監督の下で業務を遂行。

受入先となっていていただく弁護士も、改めて申し上げるまでもなく、弁護士の使命は基本的人権の擁護と社会正義の実現にあり、時に国家権力とも対峙するものであることを十分にわきまえておられ、ご指

摘のような危惧は全くないものと理解。

- 4 したがって、国家公務員の身分を保有して、弁護士職務経験を行うことにより、弁護士や弁護士事務所の独立性が損なわれるなどとはおよそ考えていない。

(注) また、最高裁及び法務大臣は、本制度の運用に当たり、弁護士の職務の性質に配慮しなければならないものとされている（第13条）

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

永 田 寿 康 (民主)

2 問 「出向弁護士」は弁護活動の結果責任を問われない立場にあるため、十分な弁護活動を行おうとする熱意が損なわれるおそれがあるのではないか。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 本制度で弁護士の職務を経験する元判事補・元検事が、不十分・不適切な弁護士業務を行うようなことがあってはならないことは、御指摘のとおり。
- 2 (1) 一定期間の後、判事補・検事に復帰することが予定されているといっても、弁護士業務に従事している間の法律関係については、基本的に一般の弁護士と同様。

弁護士法により弁護士業務の適正性の確保が図られ、弁護士法上の懲戒処分によりこの点が担保されていることや、依頼者から契約責任等を問われる立場にあることも同様。

(2) 本法案では、受入先の弁護士事務所に雇用され、

基本的に事務所事件を担当し、共同受任をした受入先の先輩弁護士の指導・監督の下で弁護士業務を行うもの。弁護士事務所側も、希望して受入先となり、給与も負担するのであり、元判事補・元検事に熱意に欠けるようなことがあれば、適切な指導が行われるものと理解。

(3) 弁護士の職務を経験する判事補・検事に対しては、送り出す前に最高裁・法務省が積極的に弁護士職務経験に取り組むよう、本制度の意義について十分な説明を行い、日弁連においても、受入先の弁護士事務所に対する目配りをしていただけるものと理解。

- 3 本制度では、このように、十分かつ適切な弁護士業務を行うことが担保されており、元判事補・元検事において、十分な自覚と熱意をもって、弁護士の職務を経験するものと考えている。

(注) 弁護士職務従事期間中の弁護士業務そのものの評価を最高裁、法務省が行うことについては、官側が弁護士業務の可否を評価すること自体に問題があり、最高裁、法務省が情報を収集し、人事評価の一環としてこれを行うことは想定していない。

なお、裁判官の場合には、判事任官の際の下級裁判所裁判官指名諮問委員会の調査において、弁護士から関連情報がもたらされ

るもありうる（弁護士職務経験後、判事補に復帰する際には、原則として指名諮問委員会には諮問されない。）。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

永 田 寿 康 (民主)

3 問 「出向弁護士」と出向先弁護士事務所との間の特別な関係が復帰後も維持され、事件処理が影響されるのではないか。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 裁判官は、憲法及び法律にのみ拘束され、良心に従って独立して職権を行使し（憲法76条3項）、検察官も、検事正等の指揮監督の下、法律に従って検察権を行使するものであり、いずれも、高い職業倫理を有してその職権を行使している。
- 2 したがって、弁護士職務経験により受入先事務所の弁護士等との人間関係ができたとしても、これによって復帰後の裁判官・検察官としての事件処理が影響されることはあり得ず、公正な事件処理が行われるものである。

(注) 判事・判事補や検事が裁判所や検察庁の外部で仕事をする機会

は、これまでも数多くあり、それぞれの仕事先で裁判所や検察庁では得られない人間関係ができたものと考えられるが、その結果、裁判所や検察庁に復帰した後の裁判官、検察官としての職務執行に不当な影響が及ぶことは考えられない。

また、弁護士から裁判官・検察官に任命される点では、現在行われている弁護士任官と同様であるが、現在の弁護士任官制度について、所属していた弁護士事務所等との関係で裁判や検察の公正が害されるなどの指摘・批判はされていない。

(対大臣)

司法制度改革推進本部作成

三月三十日(火)衆・法務委 永田寿康議員(民主)

四問 制度が有効に機能した場合のメリット(判事補や検事が弁護士としての経験を積むことに)と、有効に機能しなかった場合のデメリット(現実の裁判で判決が歪められ、救済されるべき人権が損なわれる等)の大小比較について、法務大臣の所見を問う。

(答)

一 本制度には、判事補や検事が弁護士の職務を通じて、紛争の背景にある社会の実情に直に接するとともに、司法に対する国民のニーズを実感とともに理解できるなどのメリットがあります。そして、本制度では、(事務局長からもお答えしたとおり、)弁護士法による弁護士業務の適正性の確保や、いわゆる勤務弁護士として受入先の指導・監督の下で弁護士業務を行うこと、本制度により弁護士の職務を経験する意義等を判

事補や検事本人に十分に理解してもらうことなどにより、十分かつ適切な弁護士業務が行われるものと考えております。

二 したがいまして、委員御指摘のようなデメリットが生じることのないようにしつつ、本制度のメリットを最大限発揮し、その目的を達成することができると考えております。

答弁等責任者

参事官 植村 稔

連絡先 役所 五五〇一―二六九二

自宅

携帯

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

永 田 寿 康 (民主)

5 問 この制度が有効に機能するか否かは、当事者のモラルにのみ依存していると考えられるが、このような性善説に立った制度設計は問題ではないか。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 (お答えしたとおり、) 本制度においては、一般の弁護士と同様に、弁護士法により弁護士業務の適正性の確保が図られ、弁護士法上の懲戒処分によりこの点が担保されている。また、依頼者から契約責任等を問われる立場にある。これに加えて、いわゆる勤務弁護士として受入先の指導・監督の下で弁護士業務を行うことなど、十分かつ適切な弁護士業務を確保するための制度的な仕組みがとられている。
- 2 また、最高裁、法務省や日弁連においても、司法制度改革審議会意見の趣旨を踏まえ、制度実施の枠組み作りやその適正な運用に積極的に取り組まれるものと承知。その結果、判事補・検事本人の本制度

の意義に対する理解が深まり、また、判事補・検事に対する受入先における十分な指導・監督がされるものと考えている。

- 3 したがって、本法による制度設計によっても、十分かつ適切な弁護士業務が行われ、特段の問題はないものと考えている。

(対大臣)

司法制度改革推進本部作成

三月三十日(火)衆・法務委 鎌田さゆり議員(民主)

一問 判事補及び検事の「弁護士職務経
験」は、いかなる意義を有するのか。
いかなる司法制度改革上の成果、裁判
所の進化を期待するものか。法務大臣
に問う。

(答)

一 我が国社会におきましては、司法に対す
る国民の要請が多様かつ広範なものとなっ
ており、これにこたえるため、裁判官や検
察官も広くかつ高い識見を備えていること
が求められています。

二 判事補や検事は、弁護士の職務経験を通
じて、紛争の背景にある社会の実情に直に
接するとともに、司法に対する国民の二―
ズを実感とともに理解することができ、こ
のような体験を判事補や検事に復帰した後
の職務に生かすことが期待されます。

三 本制度は、このように、弁護士の職務経

験を通じて、裁判官や検察官の能力・資質
の一層の向上、その職務の一層の充実を
図ることを目的とするものであります。

答弁等責任者

参事官 植村 稔

連絡先 役所 五五〇一―二六九二

自宅

携帯

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

鎌 田 さゆり (民主)

2 問 「判事補又は検事の身分を離れて裁判所事務官又は法務事務官に任命され、その身分を保有したまま、弁護士となってその職務を行なう」というとき、「離れた」身分と「保有する」身分は同じものか。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 本法では、判事補から裁判所事務官、検事から法務事務官に、それぞれ任命され、裁判所事務官又は法務事務官の身分を保有して、弁護士の職務を行うものとしている。
- 2 したがって、「離れる」身分は、判事補又は検事の身分であり、「保有する」身分は、裁判所事務官又は法務事務官の身分である。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

鎌 田 さゆり (民主)

3 問 「判事補」と「裁判官事務官」の「身分」は同じものか違うものか。同様に、「検事」と「法務事務官」の身分は同じものか違うものか。推進本部事務局長に問う。

(答)

「判事補」は裁判官の一種、「裁判所事務官」は裁判官とは別の裁判所の職員であり、両者の身分は異なるものである。同様に、「検事」は検察官の一種、「法務事務官」は検察官とは別の法務省の職員であり、両者の身分は異なるものである。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

鎌 田 さゆり (民主)

4 問 「離れるが保有する」のは「身分」なのか「資格」なのか「職務」なのか。推進本部事務局長に問う。

(答)

判事補又は検事の「身分」を離れて、裁判所事務官又は法務事務官に任命され、裁判所事務官又は法務事務官の「身分」を保有するものである。

(注) 公務員の「身分」とは、公務員として占める地位及びその地位に伴う権利・義務等を意味するものである。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

鎌 田 さゆり (民主)

5 問 「弁護士事務所に雇用されて、弁護士業務を行ない、当該弁護士事務所から給与を受ける」とき、「身分」は何なのか。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 本法では、判事補から裁判所事務官、検事から法務事務官に、それぞれ任命され、裁判所事務官又は法務事務官の身分を保有して、弁護士登録を受けた上で、弁護士の職務を行うものとしている。
- 2 したがって、裁判所事務官又は法務事務官の身分と、弁護士の身分との双方を有するものである。

(受入先の弁護士事務所から給与を受けることについては、受入先に雇用された弁護士としての地位に基づいて、給与の支払いを受けるものである。)

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

鎌 田 さゆり (民主)

6 問 弁護士事務所は「裁判所事務官及び法務事務官を雇用する」と理解すべきなのか「裁判官を雇用する」と理解すべきなのか「法曹資格者を雇用する」と理解すべきか。推進本部事務局長に問う。

(答)

受入先の弁護士事務所（受入先弁護士法人等）は、弁護士の職務を経験するため、裁判所事務官又は法務事務官に任命された後弁護士登録した者を、いわゆる勤務弁護士として雇用するものである。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

鎌 田 さゆり (民主)

7 問 弁護士職務経験期間が、原則「2年以内」とされた理由は何か。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 本制度の目的を達するために必要な経験期間の長さの点からは、近時、裁判手続も迅速化しており、原則2年間としても、多数の事件に関与し、十分に実のある経験を積むことが可能。
- 2 また、本制度が判事補・検事の経験多様化の一環として行われるものであること等も考慮して、原則2年以内とし、特に必要がある場合には開始の日から3年を超えない範囲内で延長できるものとした(第3条)。

(注1) 最高裁と日弁連との協議では、本制度の運用について、期間は2年間を原則とし、特に必要がある場合には、開始の日から3年を超えない範囲で延長できるものとするので

了解に達している。

(注2)平成14年における地裁民事第一審通常訴訟事件(既済)の
平均審理期間は、全体で8.3月、対席判決で終局した事件
で12.9月。

(更問1) 弁護士職務経験の期間の延長は、具体的に、
どのような場合になされるのか。

(答)

例えば、弁護士として担当している事件（の訴訟等）が期間内に終結せず、これを引き続き担当することが、本制度の目的に照らして特に有益であると認められるような場合などが考えられる。

(更問2) 判事補の弁護士職務経験の期間は、5年間とすべきではないか。

(答)

(経験期間を原則2年以内とした理由は、お答えしたとおり。)

本制度は、裁判官の能力・資質の一層の向上を図るため、判事補の経験多様化の一環として行われるもの。判事補の期間が10年間であることに照らすと、経験期間は、基本的に2年間が適当ではないかと考える。

(更問3) 弁護士として、一つの事件の最初から最後まで担当するには、3年程度はかかるのではないかと。

(答)

- 1 近時、裁判手続は迅速化しており、2年間でも、事件の最初から最後まで担当することは可能。
- 2 事件の最初から最後まで担当しない場合でも、事件の各段階における手続等に関与することにより、本制度の目的に照らして十分な効果を上げることが可能。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

鎌 田 さゆり (民主)

8 問 国家公務員の出向及び官民交流における「期間」との関連はどうか。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 既に述べたとおり、本制度の目的を達するために必要な経験期間の長さの点からは、近時、裁判手続も迅速化しており、原則2年間としても、多数の事件に関与し、十分に実のある経験を積むことが可能。
- 2 また、本制度が判事補・検事の経験多様化の一環として行われるものであること等も考慮して、原則2年以内とし、特に必要がある場合には開始の日から3年を超えない範囲内で延長できるものとした(第3条)。

(注) 官民交流法では、交流派遣の期間は、原則として3年を超えることができず、例外的に、開始から5年の範囲内で延長できるものとされている(官民交流法第8条)。

なお、官民交流等の期間については、それぞれの制度趣旨等にかんがみ、ふさわしい期間が設定されているものと考えられる。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

鎌 田 さゆり (民主)

9問 職務経験には「2年で終わる」ような事件がよいと考えているのか。それとも「経験」だから、事件の解決までの責任を持つ必要はないと考えているのか。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 既に述べたとおり、本制度の目的を達するために必要な経験期間の長さの点から、原則2年間としたものであり、その間、さまざまなタイプの事件に関与し、十分に実のある経験を積むことが可能。
- 2 弁護士職務従事職員は、原則2年間の期間内に解決すると否とにかかわらず、担当するすべての事件について、責任を持って関与するもの。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

鎌 田 さゆり (民主)

10問 「2年で終わる」事件は事件全体の中でどの
くらいの割合か。また、いかなる事件が多いか。
推進本部事務局長に問う。

(答)

弁護士事務所で受任している事件には、裁判所に
係属していない事件も含まれるので、弁護士事務所
で受任している事件全体のうち、2年以内で処理が
終了するものの割合や種類については、推進本部事
務局では把握していない。

なお、平成14年度において、地方裁判所におけ
る審理期間が2年以内のものの割合は、民事通常訴
訟事件(既済)につき93.3%(注1)、刑事事件(終
局人員)につき99.7%(注2)となっている。

(注1)平成14年版司法統計年報

(注2)裁判所データブック2003

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

鎌 田 さゆり (民主)

11問 「特に必要があると認めるときは、・・・3年を超えない範囲で・・・」とあるが、「認める」のは本人か。推進本部事務局長に問う。

(答)

本法律案第3条ただし書きに「ただし、特に必要があると認めるときは、最高裁判所又は法務大臣は、当該弁護士職務従事職員及び受入先弁護士法人等の同意を得て、・・・これを延長することができる。」とあるとおり、「特に必要があると認める」主体は、最高裁判所又は法務大臣である。ただし、当該弁護士職務従事職員及び受入先弁護士法人等の同意を得た上で、期間の延長をすることとしている。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

鎌 田 さゆり (民主)

12問 弁護士を選択する国民からすると「2年限りの弁護士」に安心して弁護活動を委ね難いのではないか。(もちろん事前に知ることはないと思われるが。) 推進本部事務局長に問う。

(答)

本制度の下では、弁護士職務従事職員は、原則として、受入先弁護士事務所の事件を、他の先輩弁護士とともに受任し、その指導を受けながら担当することになる(本法案第4条第2項参照)。したがって、弁護士職務従事期間の満了後は、当該事件を共同受任している先輩弁護士が引き続き責任をもって担当することになるので、御指摘のようなことにはならないと考えている。

(対大臣)

司法制度改革推進本部作成

三月三十日(火)衆・法務委 鎌田さゆり議員(民主)

十三問 判事補及び検事の「弁護士経験」で期待されるのはどういう「経験」なのか。事務的経験なのか弁護士活動経験なのか。法務大臣に問う。

(答)

一 本制度は、判事補・検事が弁護士の職務を経験するため、その身分を離れて弁護士登録を行い、弁護士事務所に雇用されて弁護士業務をすることを可能とするための法律案であります。

二 本制度により、若手の判事補・検事が、弁護士職務経験を通じ、二十一世紀の我が国司法を支える広くかつ高い識見を備えた裁判官、検察官となることができるよう、依頼者の信頼を得て、まさに弁護士になりきって十分に活躍することを期待しております。

答弁等責任者

参事官 植村 稔

連絡先 役所 五五〇一―二六九二

自宅

携帯

[Redacted]

[Redacted]

(対大臣)

司法制度改革推進本部作成

三月三十日(火)衆・法務委 泉 房穂議員(民主)

一問 本法案の制度趣旨について、法務大臣に問う。

(答)

一 我が国社会におきましては、司法に対する国民の要請が多様かつ広範なものとなっており、これにこたえるため、裁判官や検察官も広くかつ高い識見を備えていることが求められています。

二 判事補や検事は、弁護士の職務経験を通じて、紛争の背景にある社会の実情に直接するとともに、司法に対する国民のニーズを実感とともに理解することができ、このような体験を判事補や検事に復帰した後の職務に生かすことが期待されます。

三 本制度は、このように、弁護士の職務経験を通じて、裁判官や検察官の能力・資質の一層の向上、その職務の一層の充実を図

ることを目的とするものであります。

答弁等責任者

参事官 植村 稔

連絡先 役所 五五〇一一二六九二

自宅

[Redacted]

携帯

[Redacted]

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

泉 房穂 議員(民)

2問 法曹となる者(司法試験合格者)において、他職経験者(社会人経験者)の割合を増やすためには、社会人から法曹になろうとする者への対応、修習時代の経済的支援が必要と考えられるが、推進本部事務局長に問う。

(答)

御指摘のとおり、これからの法曹には、社会人としての経験を積んだ者を始めとして、多様なバックグラウンドを有する人材が求められているところであり、法科大学院の設置基準に関する文部科学省告示では、入学者選抜において、法律以外の専攻分野を修めた者や実務経験を有する者などが3割以上となるよう努めることとされているところであり(注)、この4月に開校する各法科大学院においては、これに則って入学者選抜を行ったものと承知している。

社会人を含め、多様な人材に法曹としての途を開くためには、法科大学院の学生に対する経済的支援が非常に重要である。そして、司法修習時代の経済的支援についても、今後における司法修習生の増加に実効的

に対応し、法曹人口の増加を実現するため、司法修習生の給費制の見直しについて検討を加えているところであるが、給費制を見直すとした場合には、修習の実を十分に上げることができるようにするため、その代替措置として貸与制を設けることなどを検討しているところである。

(注)

- 専門職大学院に関し必要な事項について定める件
(平成十五年文部科学省告示第五十三号) (抄)
(法科大学院の入学者選抜)

第三条 法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。

2 法科大学院は、前項の割合が二割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年3月30日(火)

衆・法務委員会

泉 房 穂(民主)

3 問 今回の弁護士職務経験制度と、判事補及び検事のこれまでの他職経験との関係について、推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 最高裁、法務省は、これまでも、若手の判事補や検事に対して、裁判所や検察庁の外での経験、例えば、在外研究・海外留学、民間企業、行政機関、在外公館等への出向の機会を設けてきており、これらが、裁判官、検察官としての能力及び資質の一層の向上に資する機会となっている。
- 2 今回の法案は、このような経験多様化のための制度の一環として、判事補・検事とその身分を離れて弁護士登録をし、弁護士職務を経験する制度を創設するもの。

(対副大臣)

司法制度改革推進本部作成

三月三十日(火)衆・法務委 泉 房穂議員(民主)

四問 最高裁・法務大臣への報告義務の趣旨、報告事項の範囲、弁護士の守秘義務との関係について、法務副大臣に問う。

(答)

一 弁護士職務従事職員は、裁判所事務官・法務事務官の身分を保有したまま弁護士の業務を行うものであります。そこで、最高裁・法務大臣から、必要に応じ、弁護士職務従事職員の勤務条件、例えば勤務時間等の実態、給与の支払状況や、弁護士業務への従事の状況について報告を求めることを想定しております。

二 弁護士の守秘義務（弁護士法二十三条）との関係で、弁護士の職務上知り得た秘密に該当する事項は、報告の対象から除外されております。

(参照条文)

○判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案
第六条第三項 最高裁判所又は法務大臣は、必要
があると認めるときは、当該弁護士職務従事職
員に対し、当該受入先弁護士法人等における勤
務条件及び第四条の規定による弁護士の業務へ
の従事の状態（弁護士法第二十三条に規定する
職務上知り得た秘密に該当する事項を除く。）
について、報告を求めることができる。

○弁護士法

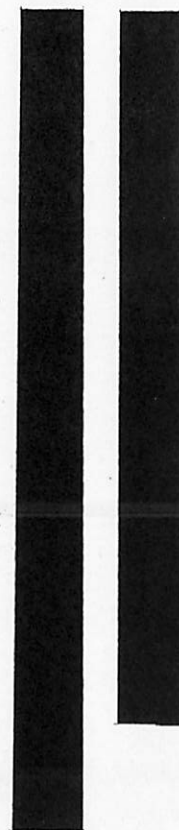
第二十三条 弁護士又は弁護士であつた者は、そ
の職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、
義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場
合は、この限りでない。

答弁等責任者

参事官 植村 稔

連絡先 役所 五五〇一―二六九二

携 帶 自 宅



(対副大臣)

司法制度改革推進本部作成

三月三十日(火)衆・法務委 泉 房穂議員(民主)

五問 国家公務員法上の懲戒処分は、刑事罰を受けるような事案に限定すべきであるとの意見もあるが、法務副大臣の所見を問う。

(答)

一 弁護士職務従事職員は、裁判所事務官・法務事務官の身分を持ちますので、裁判所、法務大臣は、国家公務員法に基づく懲戒権を有することになります。

二 弁護士職務従事職員が、国家公務員法上の懲戒処分を受ける場合として具体的に想定されるのは、国家公務員としての信用失墜行為(国家公務員法第九九条)に該当するなど公務員としての服務義務に違反する非行行為があつたような場合であると考えております。

三 そのような事態が生ずることはないと思

っておりますが、信用失墜行為としては、例えば、飲酒運転などの私生活上の非行の場合や、依頼者からの預り金を不正流用するなど刑罰法規に該当するような場合が考えられ、その他の服務義務違反としては、無許可で弁護士の業務以外の兼業を行った場合などが考えられます。

（参照条文）

○国家公務員法

第九十九条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

答弁等責任者

参事官 植村 稔

連絡先 役所 五五〇一―二六九二

自宅

携帯

(対大臣)

司法制度改革推進本部作成

三月三十日(火)衆・法務委 泉 房穂議員(民主)

六問 本法案と法曹一元との関係、及び、
法曹一元についての法務大臣の所見を
問う。

(答)

一 裁判官を主として弁護士の中から任命する
「法曹一元」の制度については、かつて昭和
三十年代の臨時司法制度調査会において、

「これが円滑に実現されるならば一つの望ましい制度」としつつも、「これが実現されるための基盤となる諸条件は、未だ整備されていない」との結論に至ったところであります。

二 司法制度改革審議会では、「法曹一元」という言葉は多義的であり、この言葉にとらわれることなく、国民が求める裁判官を得るための具体的方策について検討するとの方針の下で調査審議を進め、平成十三年六月十二日に取りまとめた意見において、二十一世紀の

我が国社会における司法を担う高い質の裁判官を安定的に確保する等の観点から、判事補に裁判官の職務以外の多様な経験を積ませる制度の整備、弁護士任官等の推進等を提言したところです。

三 本法案は、このような司法制度改革審議会意見の趣旨、及びこれを踏まえた司法制度改革推進計画に基づいて、立案し提出させていたいただいたものです。

四 今後も、国民が求める質の高い裁判官を確保するための必要な方策を講じてまいりたいと考えております。

（更問 法曹一元についての所見を更に問われた場合）

（答）

既に述べたとおり、「法曹一元」という言葉は多義的であること等に鑑み、審議会意見は、判事補に裁判官以外の多様な経験を積ま

せる制度の整備、弁護士任官等を推進すること等とされたところです。法務省といたしましても、司法制度を所管する省庁として審議会意見の趣旨にのっとり、国民が求める質の高い裁判官を確保するための必要な方策を講じてまいりたいと考えております。

（注一）法曹一元制度

法曹一元制度は、主として弁護士（場合によつては検察官）から裁判官を任命することを原則とする裁判官の任命制度であり、アメリカ、イギリス等の英米法系の国において採用されているものである。

（注二）臨時司法制度調査会

臨時司法制度調査会は、臨時司法制度調査会設置法に基づき、昭和三十七年九月一日から二年間の時限で内閣に設置された機関であり、委員は二十人（衆議院議員四人、参議院議員三人、裁判官三人、検察官三人、弁護士三人、学識経

験者四人）で構成された。

同調査会は、当時、訴訟遅延の現象が看過できない状態に立ち至る一方、裁判官志望者の数は減傾向にあったことから、法曹一元の制度、裁判官、検察官の任用制度等に再検討を加え、根本的な対策を早急に樹立するために設立されたものであり、昭和三十九年八月二十八日に意見書を決定した。

（参考）

臨時司法制度調査会において指摘された、法曹一元の制度が実現されるための前提条件は次のとおりである。

- ① 法曹人口の飛躍的増加
- ② 弁護士の地域的分布の平均化等
- ③ 弁護士に対する国民の信頼度の向上
- ④ 弁護士の職域拡大
- ⑤ 法曹と国民生活との親近性
- ⑥ 国民の法意識の向上
- ⑦ 弁護士の公共的性格の強化等

⑧ 弁護士の執務の共同化

⑨ 検察官の職務内容についての改革

⑩ 裁判官の職務内容についての改革

⑪ 裁判官の待遇の改善等

⑫ 精神面における法曹一体感の強化

答弁等責任者

参事官 植村 稔

連絡先 役所 五五〇一―二六九二

自宅

携帯